

官報

號外 昭和二十一年十二月二十二日

○第九十二回 衆議院議事速記録第十五號

昭和二十一年十二月二十一日(土曜日)

午後一時四十分開議

議事日程 第十五號

昭和二十一年十二月二十一日

午後一時開議

第一 國會法案(大野伴陸君外九名提出)

第一讀會の續(委員長報告)

第二 議院法の特例に關する法律案(政府提出、貴族院送付)

第一讀會の續(委員長報告)

第三 政府の契約の特例に關する法律案(政府提出)

第一讀會

第四 連合國最高司令官に對する感謝決議案(大野伴陸君外五名提出)

〔朗讀を省略した報告〕

一、政府から提出された議案は次ぎの通りである。

(以上十二月二十日提出)

一、議員から提出された議案は次ぎの通りである。

連合國最高司令官に對する感謝決議案

提出者 大野 伴陸君 田中 萬逸君

西尾 末廣君 松本六太郎君
岡田 勢一君 徳田 球一君
(以上十二月二十日提出)

一、昨二十日吉田内閣總理大臣から次ぎの通り發令があつた旨の通牒を受領した。

第九十二回帝國議會司法省所管事務政府委員
大藏事務官 伊原 隆
同 酒井 俊彦

第九十一回帝國議會大藏省所管事務政府委員
一、昨二十日當任委員補關選舉の結果次ぎの通り當選した。

第二部選出
建議委員 正田 敏男君(大島多藏君補關)

第八部選出
建議委員 宮前 進君(松岡運君補關)

一、昨二十日議長において次ぎの通り當任委員辭任の許可があつた。

第八部選出請願委員 細田忠治郎君
一、昨二十日委員長理事互選の結果次ぎの通り當選した。

參議院議員選舉法案(政府提出、貴族院送付)委員
委員長 大養 健君

理事北 吟吉君 理事原 藤右門君
理事山本 正一君 理事大島 定吉君
理事原 健三郎君 理事鈴木 義男君
理事玉井 潤次君 理事大原 博夫君

一、昨二十日次ぎの通り特別委員の異動があつた。
增加所得税法案(政府提出)委員
兼任島田 晋作君 補關稻村 順三君
兼任松本 淳造君 補關大澤喜代一君

○議長(山崎猛君) これより會議を開きます。諸君、今二十一日早暁、近畿地方を中心として、四國、中國地方にわたる大地震があり、これに海嘯も伴い、ために同地方民が不測の慘禍を蒙りましたことは、まことに同情に堪えません。

家屋の倒壊及び死者も相當にあるように報せられております。これらの人々に對しては、こゝに深くお見舞いと哀悼の意を表する次第であります。(拍手)

それに對しては、國民とともにわれわれも何らかの慰藉の途を講じたいと考えております。(拍手)この際内務大臣及び運輸大臣より、本件につき報告

のため發言を求められております。これを許します。大村内務大臣。

近畿地方を中心とする震災の被害状況に關する大村、平塚兩國務大臣の報告

〔國務大臣大村清一君登壇〕

○國務大臣(大村清一君) 本日午前四時二十分、西日本地方一帯にわたりまして大地震が起りました。震源地は、和歌山縣潮岬南方の海上にあるものと報せられております。各地に海嘯並びに高潮が発生いたし、被害範圍は、東は靜岡縣から九州地方までの廣範圍に及んでおる模様であります。最も被害の甚大なる地方は、和歌山縣及び四國地方であると思われするのであります。四國よりは未だ何らの報告に接しておりません。鐵道も、地盤沈下等によりまして、相當の不通過所がある模様であります。目下の所、山陽線の一部の不通過が報せられておるほか、具體的には内務省ではわかつておりません。以上のよりな次第で、こゝに全般的被害状況を詳しく申し上げる材料はございませんが、御參考のために、二の地方の報告をこゝで御紹介申し上げます。

まず第一に和歌山縣でございますが、その第一報によりまして、震源地は紀伊水道熊野灘附近、倒壊家屋は目下判明せるものは少いが、高潮によつて被害が多く、海南市において床上三尺全市に及び、日高郡由良市において

は約三百戸二階にまで浸水す。人畜に相當の被害ある見込み。海岸線において相當被害あるものと認められるが、目下調査中。和歌山縣の第二報によりますと、その後震災状況は、交通通信杜絶のため、田邊市内の状況不明につき、あらゆる手段により目下調査を進めつゝあり。取りあえず判明せる被害地、海南市附近に對し、被害なき各警察署より警官四十、警防團員百、醫師五、看護婦五應援せしむ。罹災者約二萬に達する食糧の準備完了、その他萬般の手配進捗中なり。その第三報によりますと、人家の被害田邊市附近において死者十三、行方不明二十四、負傷一、海南市、田邊市附近において家屋全壊三百五十、半壊四、流失二百九十、床上浸水六千、交通關係、各所において線路流失、沈下障礙のため、紀勢西線御坊驛以南は不通となり、復舊見込不明、橋の流失二、漁船流失四百十、通信關係、警察電話全線不通、遞信、鐵道電話は御坊驛以南は不通、このような次第でありまして、和歌山縣の被害は相當大なるものがあるようでありませぬ。

次に大阪府の被害状況を簡単に申し上げます。近畿地方に相當大なる地震が発生いたしました。その被害状況は左の通り。震源地は熊野灘潮岬東方約四十キロ附近の見込みにして和歌山、三重兩縣南部は相當大なる被害ある見込み。大阪の被害は、七時現在、全

壊六十一、半壊二十八、小破二、死者十一、重傷一、輕傷十。大阪府の第二報によりますと、本朝發生の地震被害の後判明せる状況左の通り。震源地和歌山縣とは電話不通にして被害状況は判明しないが、同縣と當府との境界附近に相當被害ある所よりして、和歌山縣には相當の被害ある見込み、震災後港區、大正區方面に三回高潮ありたるも、床上一尺程度なり。警察官を非常配備し救出救護に努めたり。全壊七十、半壊五十、小破二十四、死者十五、重傷二、輕傷十七。大阪府の第三報、十時現在によりますと、和歌山縣における被害は第二報の通りにして、その後連絡中、當府管内の被害はたいして擴大の模様なきも、現在全壊七十四、半壊六十一、小破三十七、死者十五、重傷二、輕傷十二。機帆船大阪大川間、桑名四日市富田間係船全部不通なり。このような次第でありまして、大阪府の被害はお聴きの通りさほどた

いたものではないようであります。なお愛知縣から報告が参つております。死者七名、負傷者十二名、住家全壊五十六、住家半壊二十、非住家全壊十八、非住家半壊五、工場全壊十三、工場半壊一、火災一戸。おもなる被害都市、一宮市、津島町、彌富町、稻澤町。名古屋市内では被害をいたしたことなし。

なお西部で岡山縣の報告がござい

ます。午前八時現在で死者六名、傷者二十名程度、倒壊家屋四、五十戸の見込

み。次に奈良縣におきましては、午前六時現在、倒壊家屋八。滋賀縣におきましては、午前五時三十分現在、倒壊家屋二、京都府におきましては、午前八時現在で被害なしという報告であります。

だいたい只今の所、この程度しか被害報告はございせん。目下極力連絡策を講じておりますが、以上御報告申し上げましたものは、大部分無電によつて連絡のあつたものであります。このような次第で、状況が十分はつきりいたしませんので、内務省におきましては、各省とも連絡をいたしまして、直ちに連絡班を現地に派遣いたしました。今後の措置に遺憾なからしめる手配を講じつゝある次第であります。突如このような震災が年末に當りまして起りましたことは、私どももいたしましても、罹災地、罹災者に對しましてまことに同情に堪えざる所でありまして、政府といたしまして、事情を十分早く把握いたしましたして、適切なる善後措置を講ずる考であります。以上簡單ながら御報告申し上げます。(拍手)

○議長(山崎猛君) 平塚運輸大臣。國務大臣(平塚常次郎君) 中央氣象臺の情報を申し述べます。二十一日午前四時十九分、紀州南方海中に大地震が起り、この地震は一昨年熊野灘に起つた大地震よりは規模大なるものがあります。本邦附近における大地震の第

一級のものであります。震災が海中にありましたために、直接地震動による被害が少いのは不幸中の幸いでありませぬ。但し相當大なる海嘯を伴つたことは重要で、四國南部及び和歌山の海岸地方は所により相當の被害、すなわち家屋の流失や若干の犠牲者を生じた見込みであります。この地震に伴つた海嘯は、四國、紀伊の屈曲の少い外洋に面した海岸では、海嘯の高さは約二メートル、九州及び東海道においては一メートル程度であります。海嘯は海岸の屈曲によつて高さが甚だしく異なるものでありますから、條件の悪い灣内に

おいては四・五メートルに及ぶものもあつたようであります。次に鐵道の被害の状況を申し上げます。被害の範圍は名古屋、大阪、廣島鐵道局に跨がり、東海道本線、山陽本線、紀勢線、關西線、山陰線、參宮線等にわたり、四國鐵道局にも被害があるものと判断されますが、運轉中の列車の被害はない模様であります。現在被害の件数を申し上げますと、十二時までに左の報告が参つております。名古屋管内では線路沈下、これが八、大阪が三、廣島が二、このうち大阪の一線は不通になっております。廣島では二線が不通になっております。橋梁の沈下が名古屋において二件、大阪において三件、廣島において一件、このうち大阪一件が不通になっておりますし、廣島が一件不通になっております。四國は連絡が杜絶してござい

て不明であります。十二時までの報告の概要を申し上げた次第であります。(拍手)

○山口喜久一郎君 議事日程變更の緊急動議を提出いたします。すなわちこの際日程第四を繰上げ上程し、その審議を進められんことを望みます。

○議長(山崎猛君) 山口君の動議に御異議ありませんか。

○議長(山崎猛君) 御異議ないと認めます。政府はこの議事日程變更に同意せられました。よつて日程の順序は變更せられました。

日程第四、連合國最高司令官に對する感謝決議案を議題といたします。趣旨聲明を許します。石井光次郎君。

連合國最高司令官に對する感謝決議案(大野伴陸君外五名提出)

連合國最高司令官に對する感謝決議案

連合國最高司令官に對する感謝決議案

連合國最高司令官に對する感謝決議案

決心しております。この目的の遂行につきましては、要するに全國民の一致の努力にまつしか仕方がないのでありますから、諸君におかれましてはこの目的のために御協力下さいますことを信じて疑いません。これだけのことを一言の際申し上げたいのであります。(拍手)

○議長(山崎猛君) 日程第一及び第二は、同一委員に付託した議案でありますから、一括議題となすに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○議長(山崎猛君) 御異議なしと認めます。

日程第一、國會法案、日程第二、議院法の特例に關する法律案、右兩案を一括して第一讀會の續を開きます。委員長井上知治君。

第一 國會法案(大野伴陸君外十九名提出)

第一讀會の續(委員長報告)

第二 議院法の特例に關する法律案(政府提出、貴族院送付)

第一讀會の續(委員長報告)

報告書

一 國會法案(大野伴陸君外十九名提出)

右は本院において可決すべきものと議決した因つてここに報告する。

昭和二十一年十二月二十日

委員長 井上 知治
衆議院議長 山崎猛

報告書

一 議院法の特例に關する法律案(政府提出、貴族院送付)

右は本院において可決すべきものと議決した因つてここに報告する。

昭和二十一年十二月二十日

委員長 井上 知治
衆議院議長 山崎猛

〔井上知治君登壇〕

○井上知治君 只今議題となりました兩法案のうち、まず各派の共同提出にかゝる國會法案の、委員會における審議の經過並びに結果について御報告申し上げます。

本案は十二月十八日の本會議におきまして、三十八名の委員に付託せられ、翌十九日委員長及び理事の互選を行い、引續きまして會議を開き、提案者の中村委員から提案の理由を聴きまして、なお本案の條文の整理に當られまして大池書記官長より、逐條的の説明を聴取いたしました次第でありまして、直ちに質疑にはいつたのであります。

諸君も御承知の通り、本案は來るべき國會の地位に鑑み、議員みずからその使命を自覺し、さきにわれわれが審議確定いたしました新憲法にふさわしい國會法たらしむべく、各黨各派を網羅しました議院法調査委員會におきまして、研究に研究を重ね、練りに練

つた法案でありまして、その提案の理由及びその内容につきましては、重ねてこゝに逐一御報告申し上げることは差し控えます。たゞ一言申し上げなければならぬことは、委員の熱心なる質疑に對しまして、始終答辯の任に當られました中村委員並びに坂東委員は、實に立派な態度をもつて、明確なる説明を與えられ、今後における立法機關としての國會のあり方を如實に表現いたしました。あます所がなかつたことは、本委員會に權威を添えるものといたしまして、こゝに深甚の敬意を表す次第でございます。(拍手)

次に委員會における質疑の概要を御紹介申し上げますと、まずだいたこれを二つに分けることができるのであります。一つは新憲法に關連する問題であり、他は本案の運用に關する問題でございます。すなわち第一は、本法第四十三條の役員に、事務總長を包含してある點であります。これは新憲法第四十三條に、「兩議院は、全國民を代表する選舉された議員でこれを組織する。」とありまして、議院の構成員は議員に限りますのに拘らず、その構成員でない事務總長を、本法案において役員としたことは、憲法違反ではないかというのであります。これに對しましては、提案の説明に當られました委員諸君からは勿論のこと、委員會出席中の植原國務大臣並びに入江法制局長官からも、事務總長は、いわゆる議院

を組織する實質上の構成員ではないけれども、國會運用の重要な職にあるその構成員でなくとも差支えがなく、また新憲法第五十八條に「兩議院は、各、その議長その他の役員を選任する。」と言つておる點から考えまして、これを國會法に規定してしまつても、決して新憲法に違反するものではないとの答辯がありました。

次に、本法案第五十一條について申上げますが、國民代表の府たる議院が、さらに公聽會を開いて、必ず代議士でない人々の意見を聴かねばならぬといふことは、一見進歩的のようにも考えられるが、その基盤をなすイデオロギーは、議員の蔑視であり、自己否定ではないか。また新憲法第四十三條に矛盾してはいないか。

そのみでなく、議院の權威のためにも、なおいくた研究の餘地があるのではないかと質疑がありました。これに對しまして、公聽會は、直ちに議院の意見が決定されるのではなくて、専門的の知識と利害關係者の意見をも斟酌して、議院の審議を一層公平、妥當ならしめるに役立つものであるからして、決して憲法に反するものではないとのことでありまして、その運用につきまして、まことに深味のある答辯があつた次第であります。

なお本法案第十一章の規定につきまして、簡単に申し上げます。兩院法規

委員會は、新憲法の認めた二院制度と矛盾しないかとの論に對しては、これは單なる勸告機關であるから、憲法に牴觸しないのみならず、今後における立法機關としての調和をはかり、かつその權威を重からしむるものであるとの答辯があつた次第であります。

次に、本法案における第二の運用に關する點でありまして、最も問題となりましたのは、すなわち常任委員會の制度であります。本法案の第四十三條に、各常任委員會には少くとも二人の専門的知識を有する職員を置くことありますが、かくすることは、畢竟議員を蔑視することになつて、遂には官僚の古手をば専門委員に迎へることによりまして、漸次常任委員會が官僚化される恐れはないか。また本法案第三百三條の、議員を審査のために、または調査のために派遣することは、弊害があるのではないかと問に對しては、

これらは、一にかゝつて今後におけるわれわれ議員の國會運用の問題に歸することであり、かつ本法の細則ともいふべき議院規則の定め方如何によることであるから、さして心配する必要はないとの答辯があつたのであります。

また本法案の立案に當りまして、常置委員會の制度を設けなかつたことは、いかなる理由によるのかとの質疑に對しましては、國會の立法機關たる本質と、なお一定の會期を設けた趣旨に鑑みまして、年中行政機關を拘束す

ることになつて、延いては行政と立法との紛争を来す恐れがあると考へたからである、との答辯があつた次第であります。しかし常置委員会を設けなくとも、常置委員会のもつ特徴は、十分に常任委員会に移行されて、特に院議をもつて付託されましたものにつきましては、閉會中といえどもこれを審査することができるのでありますからして、實際の見地から言つても、常置委員会を設ける必要がないとの答辯であつたのであります。このほかいくつた適切にして重要な質疑應答が重ねられたのであります。その詳細は速記録に譲ります。

かくて質疑を終了しまして、直ちに討論には入り、日本自由黨より廣川弘禪君、日本進歩黨より荊木一久君、日本社會黨より細野三千雄君、協同民主黨より宇田國榮君、國民黨より久保猛夫君、日本共產黨より高倉輝君、これらの人々が、それ／＼黨を代表されざして本案に賛成の意見を述べられ、次いで採決に入りまして、全會一致をもつて、この劃期的法案を可決いたしました次第であります。(拍手)

字義もまことに明瞭であり、何ら論議の餘地を認めないので、質疑討論を省略いたしました直ちに採決に入り、全會一致可決いたしました次第であります。何とぞ滿場諸君の御賛成をお願いしまして、兩案の御報告を終る次第であります。(拍手)

○議長(山崎猛君) 兩案の第二讀會を開くに御異議ありませんか。
〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○議長(山崎猛君) 御異議なしと認めます。よつて兩案の第二讀會を開くに決しました。
○山口喜久一郎君 直ちに兩案の第二讀會を開かれんことを望みます。
○議長(山崎猛君) 山口君の動議に御異議ありませんか。
〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○議長(山崎猛君) 御異議なしと認めます。よつて直ちに兩案の第二讀會を開き、議案全部を議題といたします。

國會法案 第二讀會
議院法の特例に關する法律案 第二讀會
○議長(山崎猛君) 採決いたします。
兩案の委員長報告は可決であります。兩案に賛成の諸君の起立を求めます。
〔議員起立〕
○議長(山崎猛君) 起立議員。(拍手)
兩案とも委員長報告の通り全會一致可決いたしました。これにて兩案の第二讀會は終了いたしました。

○山口喜久一郎君 直ちに兩案の第三讀會を開かれんことを望みます。
○議長(山崎猛君) 山口君の動議に御異議ありませんか。
〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○議長(山崎猛君) 御異議なしと認めます。よつて直ちに兩案の第三讀會を開き、議案全部を議題といたします。

國會法案 第三讀會
議院法の特例に關する法律案 第三讀會
○議長(山崎猛君) 別に御發言もありませんから、兩案とも第二讀會議決の通り可決確定いたしました。(拍手)
○山口喜久一郎君 議事日程變更の緊急動議を提出いたします。すなわちこの際、政府提出衆議院議員選舉法第十二條の特例等に關する法律案を議題となし、委員長報告を求め、その審議を進められんことを望みます。
○議長(山崎猛君) 山口君の動議に御異議ありませんか。
〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○議長(山崎猛君) 御異議なしと認めます。よつて日程は變更せられました。衆議院議員選舉法第十二條の特例等に關する法律案の第一讀會の續を開きます。委員長の報告を求めます。委員長大養健君。

衆議院議員選舉法第十二條の特例等に關する法律案 第一讀會の續(委員長報告)

報告書

一 衆議院議員選舉法第十二條の特例等に關する法律案(政府提出)
右は本院において可決すべきものと議決した因つてここに報告する。
昭和二十一年十二月二十一日
委員長 大養 健
衆議院議長 山崎猛君

○大養健君 衆議院議員選舉法第十二條の特例等に關する法律案につきまして、委員會における審議の經過並びに結果を御報告いたしたいと存じます。委員會におきましては、不肖私が委員長に選任せられました後に、昨二十日及び本日(二日)にわたりました、本案に關する審議を行つたのであります。この法律案の最も重要な特色は、選舉人名簿の調製に關する現在の定時名簿主義を、いわゆる隨時名簿主義に改めた點であります。この改正によりまして、從來における種々なる缺陷は根本的に是正せられまして、いやくも選舉權を有するものは、すべてその權利を完全に用いることができるのであります。去る四月の衆議院議員の選舉の際に、全國的な問題を惹起いたしました所は、名簿の脱漏による不都合のごときは、根本的に是正せられることとなつたのであります。(拍手)

第二の重要な點は、國家の海外引揚

同胞に對する尊重の念の現われたことであり、海外同胞が異郷より、寒暑の苦痛に耐え、飢えを忍び、ようやくにして祖國に歸還せられまして、われわれとともに相携えて祖國の再建に力をいたさんとしておられるのであります。現在の諸般の事情よりいたしまして、それらの人々のお住いはな安定を期したい状態にあることは、諸君御承知の通りでございますが、これらの人に對しまして、一般國民と同様に選舉權に關する居住期間六箇月の條件を付することとしたしましては、いかにも當を失します。今度の改正はきわめて適當に行われたものと信ずるのであります。

以上のほか、わが國の陸海軍がもはや解消いたしました今日、今なお兵役法の惰性的な適用を受けております、いわゆる現役中或は召集中の軍人に對しまして、衆議院議員の選舉權と被選舉權を有しないこととする理由がなくなりましたので、その規定を整理するなどの措置を講じてあるのでござい

委員會は本日討論を行ひまして、この法律案の趣旨において、全く同感の意を表しまして、全會一致をもつて可決いたしましたのであります。以上、本委員會におきます審議の結果を御報告いたします。(拍手)

○議長(山崎猛君) 本案の第二讀會を開くに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(山崎猛君) 御異議なしと認めます。よつて本案の第二讀會を開くに決しました。

○山口喜久一(郎) 直ちに本案の第二讀會を開き、第三讀會を省略して委員長報告通り可決せられんことを望みます。

○議長(山崎猛君) 山口君の動議に御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(山崎猛君) 御異議なしと認めます。よつて直ちに本案の第二讀會を開き、議案全部を議題といたします。

衆議院議員選舉法第十二條の特例に關する法律案

第二讀會(確定議)

○議長(山崎猛君) 別に御發議もありません。第三讀會を省略して委員長報告通り可決確定いたしました。(拍手) 日程第三、政府の契約の特例に關する法律案の第一讀會を開きます。上塚大藏政務次官。

第三 政府の契約の特例に關する法律案(政府提出) 第一讀會

政府の契約の特例に關する法律案

第一條 政府を当事者とする契約で勅令で定めるもの(以下特定契約という)で、政府の支拂金額の確

定していないものについて、命令の定める期限内に、政府が適正と認める支拂金額を指定したときは、その指定金額を以て確定支拂金額とする。支拂金額の一部が確定していない場合において、その確定していない部分についても、また同様とする。

府の決定に不服のある相手方は、同條第三項の通知を受けた日から三箇月以内に、通常裁判所に出訴することができる。

一 前條の規定による質問に対し、答弁をしないとき又は虚偽の答弁をしたとき

き國が支出したさねばならない経費は、相當膨大な額に上つておりますが、その大部分は、兵舎、宿舎その他の設營工事に關するものであります。

前項の規定による支拂金額の指定は、相手方に対する通知を以てこれをなす。

特定契約の相手方は、特定契約に係る政府の支拂金額に關しては、第一項に規定する期限内は、通常裁判所に出訴することができない。

この法律施行の期日は、各規定につき、勅令でこれを定める。

三、特定契約に關して調査のため必要があるときは、政府は官吏をして契約の相手方、その他特定の者に對して質問し、これらの者から報告をとり、またその營業所、作業場等を臨検し、帳簿書類その他の物件の検査をすること

前項の規定により申請のあつたときは、政府は、特定契約委員会に諮問して、これを決定する。

政府は、必要があるときは、命令の定めるところにより、都道府縣の吏員をして、前項の事務に従事させることができる。

この法律施行の期日は、各規定につき、勅令でこれを定める。

政府は、従來の連合國軍關係の諸工事については、漸次監督の機構を強化し、これが經費の支出の適正を期して

政府は、従來の連合國軍關係の諸工事に關する法律案の提案の理由を説明申し上げる。

○議長(山崎猛君) 本案の審査を付託すべき委員の選挙についておはかりいたします。

○山口喜久一郎君 本案は政府提出増加所得税法委員に併せ付託せられんことを望みます。

○議長(山崎猛君) 山口君の動議に御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○議長(山崎猛君) 御異議なしと認めます。よつて動議の如く決しました。

○山口喜久一郎君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。すなわちこの際政府提出開拓者資金融通法案及び開拓者資金融通特別會計法案の兩案を一括議題となし、委員長の報告を求め、その審議を進められんことを望みます。

○議長(山崎猛君) 山口君の動議に御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○議長(山崎猛君) 御異議なしと認めます。よつて日程は追加せられしめられた。開拓者資金融通法案、開拓者資金融通特別會計法案、右兩案を一括して第一讀會の議を開きます。委員長は報告を求めます。委員長稲田直道君。

開拓者資金融通法案(政府提出)

第一讀會の議(委員長報告) 開拓者資金融通特別會計法案(政府提出) 第一讀會の議(委員長報告)

報告書

一 開拓者資金融通法案(政府提出) 右は本院において可決すべきものと議決した因つてここに報告する。

昭和二十一年十二月二十一日 委員長 稲田 直道

衆議院議長山崎猛殿

報告書

一 開拓者資金融通特別會計法案(政府提出) 右は本院において可決すべきものと議決した因つてここに報告する。

昭和二十一年十二月二十一日 委員長 稲田 直道

衆議院議長山崎猛殿

〔稲田直道君答復〕

○稲田直道君 只今議題と相なりました開拓者資金融通法案と、開拓者資金融通特別會計法案の二法案の委員會における審議の経過並びに結果につきまして、簡単に御報告申し上げます。

よつてこの二法案は、かの増加所得税法案の委員會に、昨二十日の本會議において併託に相なりましたものであります。この二法案は、委員會においては緊急を要するものと認めましたので、他の法案より切り離しまして、特に審議を早めましてこれを議了し、他に先んじてこれを御報告申し上げることとした次第であります。しかしてこの委員會は、去る十九日

に増加所得税法案の委員會としてその第一回の委員會を開會し、委員長、理事の互選を行ひまして、委員長には不肖私が、理事には井田友平君、神田博君、西村久之君、小池新太郎君、舟崎由之君、佐竹晴記君、松永義雄君、赤澤正道君が當選せられたのであります。

しかして只今議題となつております二法案の趣旨は、現在開拓者の最も渴望しております營業資金と住宅資金を、政府の手でもつて融通しようとするものであります。融通の條件は、開拓者の經營を安定せしめようとするに、できるだけ取扱いを寛大にしようとするものであります。すなわち五箇年間無利子で据置きまして、六年目から十五箇年の均等年賦償還といたしまして、利率は國債の平均利廻りでありまして三分六厘五毛に止め、しかも償還は年々の物價の變動に應じて減免の措置を講ずることになつており、また災害等の場合におきましては、支拂猶豫の途も開いてあるのであります。

の資金のほかに一戸當り三千圓の補助金が別途に考えられており、合計一萬圓となるによつて、この程度でもつてできるだけ簡素な住宅を設計して行きたい。しかして勿論地方によつてはこれでは不足の場合もあるが、國家財政の現状からして、この程度でもつてやむを得ない事情もあり、かつは開拓者自身の自立心による工夫も期待したいからして、一應この程度でやつて行きたいという旨の答辯があつたのであります。

しかして質疑の第二點は、開拓者に對する醫療と教育施設に關するものであります。これに對しましては政府といたしましては、醫療については巡回醫療班と囑託醫の設備をなし、また教育については分校場の設置等を考慮して、極力質疑の趣旨に副つて努力する旨の答辯があつたのであります。

る救済の途もある旨の答辯があつたのであります。

その他開拓地の割當につきましましては、實情に即するように行ひ、開拓不適當地をも無理に開墾するといふようなことのないようにならうという注意もあり、また滿洲に送つた分村移民の引揚者に對しましては、集團的に開拓地に入植せしめて、十分なる保護を與える必要がある旨の意見等がありまして、その他は速記録によつて御参照を願ひたいと思ひます。

かくして討論に入りまして、川島金次君、井出一太郎君より希望附きの賛成意見の開陳がありまして、討論を終結し、採決をいたしました結果、全員一致でこの兩法案を可決いたしました次第であります。何とぞ各位の御賛成を願ひます。これをもつて委員長は報告を終わります。(拍手)

○議長(山崎猛君) 兩案の第二讀會を開くに御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○議長(山崎猛君) 御異議なしと認めます。よつて兩案の第二讀會を開くことと決しました。

○山口喜久一郎君 直ちに兩案の第二讀會を開き、第三讀會を省略して委員長報告通り可決せられんことを望みます。

○議長(山崎猛君) 山口君の動議に御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○議長(山崎猛君) 御異議なしと認めます。よつて直ちに兩案の第二讀會を開き議案全部を議題といたします。

開拓者資金融通法案

第二讀會(確定議)

開拓者資金融通特別會計法案

第二讀會(確定議)

○議長(山崎猛君) 別に御發議もありません。第三讀會を省略して、兩案とも委員長報告通り可決確定いたしました。(拍手)

これにて議事日程は議了いたしました。明二十日は午後二時より特に本會議を開きます。次會の議事日程は公報をもつて通知いたします。本日はこれにて散會いたします。

午後二時四十六分散會

定價 一部 七十錢

發行所 東京都牛込區市ヶ谷本村町
電話九段五三一
振替東京一九〇〇一圖書課